

## テールゲートリフターの構造要件の策定に関する委員会からの提言

テールゲートリフターの構造要件の策定に関する委員会での議論の結果、テールゲートリフター等の取扱いに関して、以下に示す事項を陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する検討会（陸災防検討会）に対して提言いたします。なお、本提言に関する教育については厚生労働省による特別教育、陸災防による教育用のツール開発等を通じ、ユーザー側の負担軽減に配慮しつつ、効果的に実施されることを要望する。

- |   |
|---|
| <p>1) <u>テールゲートリフター（TGL）の始業前（日常）点検項目</u></p> <p>2) <u>昇降板にU字型ロールボックスパレット（RBP）を配置する際の注意事項</u></p> <p>3) <u>床下格納式テールゲートリフター（TGL）の取扱い上の注意事項</u></p> <p>4) <u>昇降設備としてのテールゲートリフター（TGL）</u></p> |
|---|

### 1) テールゲートリフター（TGL）の始業前（日常）点検項目

TGLの点検にはトラックの法定点検時等に実施する定期点検と始業前（日常）点検が存在する。定期点検は駆動部や電装部品などが対象に含まれているためTGL点検の専門性を有する者でないと実施できないのに対し、始業前点検は目視や作動確認のみで済む内容となっており、ドライバーなどの日常的にTGLを取扱う者が実施できる。TGLの点検に関してはこれまで法的な規制やガイドライン等も存在しなかったため、安全なTGL取扱いの根幹をなす部分がユーザー任せになっている状況であった。本委員会ではTGL取扱いにおいてユーザーが最低限実施すべき内容であるとの認識から、始業前点検の実施内容について議論を進めてきた。その結果、メーカーや機種の違いに対応した以下の項目を始業前点検の内容としてユーザーに向けて教育し、実施するのが望ましいとの結論を得た。

テールゲートリフター（TGL）の始業前（日常）点検項目
-----------------------------

<p>1) <u>作動確認（異音確認を含む）</u></p>
--------------------------------

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・昇降</li> <li>・展開・格納</li> <li>・キャスターストッパー（本体の亀裂、損傷、変形、腐食、スプリングのへたり、変形）</li> <li>・ゲートロック</li> <li>・チルトブロック</li> </ul> |
|--|

<p>2) <u>状態確認（本体の亀裂、損傷、変形、腐食、水平度（前後左右のねじれ））</u></p>
---

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・昇降板</li> <li>・昇降板の折れ部（床下格納式のみ）</li> </ul> |
|---|

<p>3) <u>油圧配管、油圧ホース、油圧シリンダ</u></p>
------------------------------------

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・亀裂、損傷、腐食、劣化</li> <li>・接手のゆるみ、油漏れ</li> </ul> |
|---|

<p>4) <u>電気</u></p>
---------------------

- ・メインスイッチの損傷、機能確認
- ・操作スイッチの損傷、機能確認
- ・リモコンコードの損傷

#### 5) ワイヤロープ（垂直式のみ）

- ・素線切れ
- ・損傷、変形、摩耗

#### 6) 緊急停止装置（垂直式のみ）

- ・作動確認
- ・亀裂、損傷、変形、腐食

#### 参考：グリース（1ヶ月ごと）

- ・潤滑状態

※寒冷地では塩化カルシウムによる腐食が劣化要因になるため注意が必要である。

注) 詳細は各メーカーの取扱説明書を参照すること。

### 2) 昇降板にU字型ロールボックスパレット（RBP）を配置する際の注意事項

図1はRBP開口部のキャスター配置がマイナスオフセットされているU字型RBPを昇降板に積載した様子である。このマイナスオフセットの影響で、開口部は左右それぞれ10cm以上が四隅よりも内側に配置されており、L字型RBPの長方形（正方形）キャスター配置ができず、平行四辺形配置となってしまう。そのため、RBP短辺側を昇降板ストッパーに当てると図1のようにRBPが昇降板に対して斜め配置になってしまう。この昇降板へのRBP斜め配置のリスクとして昇降板動作中の荷崩れやキャスター旋回によるRBP転倒・転落が挙げられる。これに関しては多くのユーザーに知られていない可能性があるため、注意事項と対策の周知が重要と考えられる。



図1 U字型のRBPを昇降板に積載した様子（例）

### 3) 床下格納式テールゲートリフター（TGL）の取扱い上の注意事項

床下格納式TGLは昇降板を折り畳む構造になっているため、折り畳み部周辺の側部ストッパー（サイドガード）に隙間（図2の左）が生じる。この隙間のリスクとして図2の右写真

に例示したように RBP 等の車輪が逸脱し、そのまま地面への転落が挙げられる。これに関しては多くのユーザーに知られていない可能性があるため、注意事項と対策の周知が重要と考えられる。



図 2 床下格納式 TGL の側部ストッパー隙間と RBP の車輪が逸脱した様子 (例)

#### 4) 昇降設備としてのテールゲートリフター (TGL)

##### ①地面と荷台の間に停止させた昇降板を用いた昇降

図 3 は昇降板を地面と荷台の間に停止させ、ステップとして昇る方法の一例である。このような昇降で場合、先の①とは異なり、昇降板が動作していないことからメーカーからは問題ない方法であるとの判断が示されている。なお、この昇降方法に関しては、2018 年に厚生労働省ならびに労働安全衛生総合研究所が発行したリーフレット「テールゲートリフターを安全に使用するために - 2 ステップで学ぶ 6 基本&11 場面別ルール」においても推奨する方法として掲載されている。このような背景を踏まえ、陸災防の黒谷委員より本委員会において本昇降方法が昇降設備として適切であるかの審議依頼があった。その結果、本委員会からは異論がなく、昇降設備に加えるべきとの結論が得られた。



図 3 昇降板を地面と荷台の間に停止させ、ステップとして昇る様子 (例)

ただし昇降板が荷台の高さにある時の荷役作業については墜落防護措置がない状態での作業となるため、保護帽着用の有無に関する議論が別途必要である。本件については荷台における荷役作業全般を対象に議論が進められている陸災防検討会の判断に委ねることにした。

## ②TGL オペレーター（作業員）搭乗による昇降

TGL 昇降板に作業員が搭乗し、TGL の動作により昇降する様子を見かけるが、メーカー側としては TGL オペレーター（作業員）の移動手段としての仕様になっていないことから、この方法による昇降は禁止するとの立場であるが、ユーザー側の状況を見るとこの昇降方法が一般化するという矛盾が生じていた。本委員会ではメーカーならびにユーザー委員からの意見聴取、委員会事務局からは、欧州のテールリフト（日本のテールゲートリフターに同じ）の EN 規格に準じた安全柵の設置を含む複数の条件を満たすことで、安全な TGL オペレーター搭乗による昇降方法の案を示して議論を進めてきた。しかしながらメーカー側は将来的に人が昇降可能な製品の提供については前向きに検討するとの意向を持っているが、既存製品に関しては“TGL は人を昇降させる仕様になっていない”との見解（別紙）を示している。また、本委員会において構造要件を議論する猶予が限られていた等の理由により、本報告までに適切な TGL オペレーター（作業員）搭乗による昇降方法を提案するに至らなかった。

なお、荷（運搬機）が昇降板上で固定されることが構造要件を議論するための前提条件であることには全会一致していることから、来年 3 月末までを目途にこの前提条件を達成するための手段（荷（ロールボックスパレットやカートラック（6 輪台車）に限る等）の限定、本来用途、使用方法等）を含めた形で TGL の構造要件を継続審議することになった。その結果は本委員会からの最終報告として厚生労働省に提出する予定である。

以上

別紙

車体発22第214号  
2022年6月15日

独立行政法人労働者健康安全機構  
労働安全衛生総合研究所  
リスク管理研究グループ 殿

一般社団法人 日本自動車車体工業会  
中央技術委員会 テールゲート技術分科会



『TGLの構造要件の策定に関する委員会』における  
【人の昇降可否】についての見解

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当工業会の事業運営に対して、ご指導とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在「テールゲートリフターの構造要件の策定に関する委員会」において、TGLを昇降装置とした場合の構造要件を議題にあげられておりますが、TGLは荷役省力装置であり、下記理由により人の昇降を考慮した構造となっております。

- ①荷役の効率化(トラックの最大積載量ならびに昇降時のスピードを確保)のため、可能な限りの軽量化を図って製作しております。よってあくまで荷物を載せる安全率で設計しております。
- ②上記前提のため、人が乗った状態での昇降作動を考慮した評価を製品開発時に実施していません。
- ③数百キロの荷物を人が支えて昇降する作業は、荷物転倒時における人の落下や挟まれるのリスクがあると判断しています。

現状の装置については荷役省力装置として荷物の積み降ろし作業を安全に効率よく行うためのものとして製品化しております。近年では各メーカーより安全に関するオプションも多数リリースされており労働災害防止に向けた取り組みに力を注いでおります。

『安全第一』がすべての作業の基本であるということは皆様と共通認識でありますので、安全に使用するうえでご意見・ご要望がある場合には当工業会までお問い合わせをお願い申し上げます。

敬 具